

平成17年度 都区協議会 区長会会長発言要旨（平成18年2月16日）

今年度の都区財政調整協議は、平成12年度の都区制度改革の積み残しの問題である主要5課題の解決を図ることが最大の焦点であった。

これは改正自治法に定められた都区の役割分担原則に応じた財源配分の実現を図る課題であり、都区制度の根本問題の解決を目指したものである。

今回の協議結果は、平成15年以来、都区検討会や財調協議会での協議、また、トップ交渉を積み重ねながら、調整することができず、一時は決裂に至った中を、再度、トップ交渉により、ようやく決着点を見出したものである。

内容は、5課題のそれぞれについて解決がついたものではなく、改正された自治法の解釈にまで及ぶ見解の相違が解消されないまま、多くを今後の検討に委ねることとなった。今回の協議結果とこれに至った経緯については、平成12年都区制度改革の趣旨からも、また主要5課題を確認した経緯からも、区側として決して納得できるものではなかった。

区長会はもとより、これまで一致して取り組んできた区議会議長会等において、この決着点に対する大変厳しいご意見もあった。都議会のご支援も考慮し、ぎりぎりの交渉結果として、やむを得ず受け入れたものであることをご理解願いたい。

この機会に、今回の決着に関する区側の認識を申し上げたい。

まず第1に、最大の課題である「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかなければならないと思っている。

第2に清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了することになるが、それぞれ今後の課題が多く残されているので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を図ることとしたいと思っている。

第3に、三位一体改革の影響への対応についてであるが、交渉の中で都から提案していただいた2%では不足するという区側の主張を受け、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものであるため、平成19年度において、少なくとも確実に3%の実現をしていただきたいと思っている。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間、暫定的な配分率が定められることとなる。その結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもって都区それぞれ責任ある財政運営を行うものであることを踏まえ、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたいと思っている。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共通財源であるので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定する際には、必ず特別区と事前に協議されるように、改めて願います。

最後に今後は、都区のあり方に関する検討組織の中で、将来に向けた課題の検

討と合わせて、未解決の問題に取り組んでいかなければならない。

今回の協議を顧みると、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であると申し上げて、協議案を了承する。